

現代の人権 HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症

○感染症への偏見、差別

HIV感染やハンセン病などの感染症では、病気に対する正しい知識や理解がないために、患者はもとよりさらにその家族や近親者までが差別されるという過去の悲惨な歴史があります。感染症に対する正しい知識・理解の不足、そして患者・感染者とその家族の人権への配慮が足りなかったために起こった悲劇です。

○HIV感染・エイズ(後天性免疫不全症候群)

エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染症です。1980年代に発見された当初は治療法が見つからず「不治の病」と恐れられました。しかし、医学の進歩により早期に治療を受ければ発症を抑えられるようになりました。また日常生活の中での接触では感染しないこともわかっています。しかし、病気の恐ろしさの記憶から感染者に対する差別が今も残っています。医療機関や介護施設での診療や入所の拒否、職場での解雇や就職内定の取り消しなど社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じます。

○ハンセン病

ハンセン病は、らい菌に感染することで起こる病気です。らい菌は、感染力が非常に弱く感染しても発病することはまれです。現在では治療法も確立され、早期に発見し適切な治療を行えば、外来治療だけで確実に完治する病気となりました。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病、業病びょうびょうと考えられていました。特に昭和6(1931)年の「らい予防法」が成立して以降、国や各県は、患者を強制的に人里離れた療養所へ隔離し、住んでいた家も徹底的に消毒するなどしました。こうした隔離政策により、ハンセン病は恐ろしい病気という意識が世の中に浸透しました。患者の家族も差別や偏見にさらされ、一家離散や一家心中などの悲劇が起きました。患者は療養所に収容されたのち、実名を名乗ることも家族と暮らすこともできない、結婚しても子どもを産むことが許されない、一生療養所から出られないといった過酷な人生を送りました。これは重大な人権侵害でした。この状況は戦後も長く続きました。平成8(1996)年になってようやく「らい予防法」が廃止され、強制収容もなくなりましたが、療養所の入所者は高齢となり、療養所にとどまる人も少なくありません。それは社会にハンセン病への偏見、差別が根強く残っているためでもあります。

平成13(2001)年、ハンセン病患者による国家賠償を求める訴訟で患者側が勝訴、国は控訴を断念し、患者や元患者に謝罪しました。その後、元患者やその家族への補償や名誉回復のための取り組み等がなされています。

○感染症による差別をなくすために

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、感染者や感染者が発生した事業所、医療従事者等に対する誹謗中傷が発生しました。その背景には、過去に起きた事象と同じく「感染症」に対する恐れと不安があります。こうした差別や偏見をなくすためには、感染症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることや感染者のプライバシー、人権に配慮することが求められます。

▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159